

学位論文の要旨	
氏名	吉井千周
学位論文題目	マイノリティの固有法とその社会の法化現象についての研究 —モン族を事例として—
<p>本論文は、マイノリティによる法制度の構築・運営について、(1)マイノリティの伝統的な婚姻制度がタイ及びアメリカの近代法制度とどのように共存し、または互いに牽制しているのか、(2)マイノリティの固有法がどのような形で近代法制度と共存しているのか、という2点を基に、「法化」概念をベースとした理論的考察と、フィールドワークによる実証分析を行った。</p> <p>フィールドワークの調査対象として、モン族 (HMONG, 中国名：苗族 [ミヤオ, MIAO]) のうちタイ山間部に居住するコミュニティ2箇所、アメリカ合衆国ミネソタに移住したコミュニティ1箇所、合計3箇所を選定し、それぞれのコミュニティでの比較を通して上記の問い合わせたい。</p> <p>序章では、世界規模で生じているマイノリティの権利問題について、「人権」の保障が一国家内で進むことが、「マイノリティの権利」を奪いかねない状況が多々生じていることを示した。またそうした状況を解明するために、本論文が「法化」現象を通して、解明するという方向性を示した。</p> <p>第1章では、法社会学における法化理論を整理し、次章以降に展開される議論の前提となる理論的条件について論じると共に、先行研究と本論との位置づけを行った。その手がかりとしてトイプナーの「法化」を元にして、本研究が「法化」をめぐる多くの先行研究の中で「法の実質化」説に立つことを示した。さらにハーバマスの「法化」論を踏まえた上で、マイノリティが近代法制度に参加できなくなっている要件について論じた。</p> <p>第2章では、本論文で扱われることになるモン族について、タイで生活を送る山地民について、彼らの歴史的経緯、移住経路について記し、モン族がマイノリティ化した経緯を、タイ山地民政策を踏まえて説明した。特にタイ政府による山地民政策が、モン族によるタイ近代法への参加を阻むことになった経緯について論じた。</p> <p>第3章では、タイに入植し山地民として認識されるようになったモン族が、どのようにして自らに降りかかったリスクをとらえ、問題解決のためのアクションを行うか、その法意識についてインタビュー調査を行い、分析をおこなった。フォルスティナー及び和田の「naming-blaming-claiming」の図式を用い、タイのモン族がどのような不満を持ち、な</p>	

ぜ紛争にまで発展させなかつたのかを論じた。

第4章では、難民の移住によって生じたモン族のネットワークを通して、様々なコミュニケーション手段を用いて、どのように判断の基準となる情報入手を可能とし、また住民運動を形成したかについて記した。特に他の山地民と異なり、亡命した親戚の存在と、インターネットがモン語の使用と親和性が高かつたことが、ナーン県で生じたモン族による社会運動の発生に大きな影響を与えたことを示した。

第5章では、旧来行われていた伝統的リーダーによる村内での紛争処理が、伝統的リーダーの地位の低下に伴い、郡長というタイの公的立場にある人物によって解消されていく事例を紹介した。それはタイ政府から一方的にモン族の伝統的な紛争処理が奪われるという形で行われるのではなく、山地民がタイ国の法制度という新しい環境へと自らの紛争処理システムを戦略的に適応させていった過程を示した。

第6章では、成熟した法制度と法体系を有するアメリカに移住したモン族のコミュニティ内部で、アメリカでは違法となる誘拐婚 (kidnapping marriage) が実施されていた2つの事例を紹介しその意味について論じた。ホスト国が強固な近代法体系を有しているゆえに、難民として移り住んだモン族が自らの固有法を守るために秘密裏に誘拐婚を実施し、その結果モン族の内部でも更に弱者として位置づけられる女性への人権侵害が生じていることを指摘した。

終章では、上記各章を総括し、本研究の今後の展開と課題について記した。

本論文において扱った、近代化のさなかにあるマイノリティによる法化現象を解明することは、単にその対象が未踏の研究領域であるからだけではない。大きな視点から言えば、先進国の法化現象発生メカニズムの解明にも有効であると考える。

平成25年1月24日

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長 殿

学位（博士）論文審査の概要及び結果報告書

地域政策科学専攻 氏名 吉井 千周

学位論文題目

マイノリティの固有法とその社会の法化現象についての研究 —モン族を事例として—
(A Study on the Unofficial Law and Juridification of Minority Community – A Case of Hmong –)

論文審査の概要

1. 本論文の目的

本論文は、法学分野での重要な論点のひとつである「法化」問題を、マジョリティ集団へのマイノリティ集団の適応過程を題材として考察するものである。具体的には、タイ国における少数民族モン族がタイ国、さらには移民先のアメリカにおいて、如何なる法意識の下で自らのマイノリティ社会を維持しようとしてきたのかという「法化」における特異場面を取り上げ、その状況を現地における詳細なフィールドワーク調査に依拠して明らかにし、そこに存在する問題点を抉出することによって、少数民族が抱える問題を「法化」理論の中に位置づけて考察するものである。即ち、本論文は、マイノリティ問題を「法化」問題に関連させて追求することによって、「法化」をめぐる議論を一層拡大・深化させることを目的としている。

2. 本論文の構成

序章「マイノリティをめぐる法」では、世界におけるマイノリティの現状を俯瞰すると共に、マイノリティの伝統及び固有法と近代法制度との共存、奉制の在り様を、「法化」概念を枠組みとし、フィールド調査に基づく実証分析を行うという、本論文の理論的枠組

みと分析方法とを提示する。

第1章「問題の所在と法化現象」では、法社会学においても様々に理解されている「法化」理論を整理し、先行研究の中からトタイプナーの「法の実質化説」を採用し、さらにハーバマスの「公共圏論」を援用し公共圏のメンバーシップに着目することで支配・被支配関係を視点に取り込み、マイノリティの「法化」問題に接合させるという、本論文の理論的的前提となる枠組みを提示するとともに、マイノリティが近代法制度に接近できない一般的理由を示す。

第2章「山地民政策の変容」では、本論文の考察対象であるモン族山地民の移住歴及び経路、並びにタイ政府の山地民政策をその歴史的経緯をも含めて詳細に論じるとともに、当の政策それ自体が山地民による近代法への接近を阻むことになってしまっている状況を明らかにする。

第3章「山地民の法意識」では、モン族山地民の法意識を、現地でのインタビュー調査によって明らかにする。その際、フェルスティナー及び和田による「紛争の展開モデル」を援用して、近代法のテーブルに載る前の紛争に、言い換えれば、モン族がなぜ近代法を利用しないのかという問題に、その焦点を定めて論じている。

第4章「モン族の情報流通と社会運動」では、難民の移住によって広がったモン族のネットワークの様々な有り様を明らかにする。特に、モン語がインターネット言語と親和的であったことが、彼らの社会運動に大きな影響を与えることを、調査事例を示して闡明している。

第5章「タイ法制度へのモン族の適応戦略」では、モン族村内の紛争処理の担い手が伝統的リーダーから郡長というタイの公的行政官に移行する事態を、モン族リーダーの変容の具体像を現地において調査することによって明らかにするとともに、その事態がタイ政府による紛争処理手段の一方的收奪ではなく、近代法制度への山地民による戦略的適応であることを、紛争解決の調査事例を示して、論じている。

第6章「在米モン族の婚姻と近代法」では、アメリカに移住したモン族のコミュニティ内部で生じている誘拐婚の具体的な事例を紹介して、強固な近代法体系の中でマイノリティ・コミュニティ内の強者が彼らの固有法を自らに都合よく戦略的に維持しようすることによって弱者である女性への人権侵害が生み出されていることを論じている。

最後に終章で、本論文のまとめと今後の課題を述べて、本論文を終える。即ち、本論文は、マイノリティが近代法体系に直面した時にどのように彼らの固有法を維持存続させかという「戦略」問題をマイノリティの法化現象として捉えることによって、先進国における法化現象の隠された側面をも、明らかにしたものであること。しかし、タイ国に住む

その他のマイノリティ集団との比較分析がなされていない事、女性の権利回復についての具体的な政策的提言にまで至っていない事などが課題として残っているとする。

3. 本論文の評価

1. 評価されるべき点

- i 斬新な問題意識 論者の視線の元には、マイノリティの中のさらなる弱者である女性の人権に対する温かいまなざしがある。従って、本論文の大きなテーマはマイノリティによるマジョリティ社会への適応戦略であるが、例えば、紛争当事者が裁判のテーブルに着く以前における紛争処理方法への着目、誘拐婚というモン族の慣習への着目など、調査事例の内容や考察において、極めて興味深い論点を提示しており、それがさらなる研究の広がりを予想させるものになっている。
- ii 豊かな素材 タイ及びアメリカ現地で為されたモン族に関するフィールド調査は非常に詳細に行われており、本論文の主題である法社会学的研究に対して興味深い素材を提供するばかりでなく、法人類学や社会人類学的な研究に対しても極めて重要な素材を提供している。
- iii 法化現象の深部の解明 法化現象を近代国家におけるマジョリティ間の問題として理解することが、その国家の内に存在するマイノリティ・コミュニティの抱える「内なる法化現象」を隠蔽してしまう危うさを、具体的な事例を通じて明らかにしている。謂わば、「法化」の重層化現象に視点を当てその実相を解明していることも、本論文の評価すべき強みである。

2. 問題点

- i 本論文は、「法化」理論の中でマイノリティ問題を扱うという分析手法を採用している。その際、幾つかの補助理論を援用しているが、これらの補助理論はそれ自体が自律的な理論であり、それ自身の理論的前提を具えている。従って、「法化」理論と各補助理論との間に不整合が生じることになる。この点についての申請者の認識のあいまいさが審査員から指摘された。
- ii 分析対象となっている事象は極めて興味深い特異な場面であるが、本論文ではその素材である「特異な場面」を「特異な場面」として分析を深める手法ではなく、「法化」論の中に位置づけることで謂わば普遍化して捉えようとする。しかし、それが却って「特異な場面」に存在する重要な論点を見落したり切り捨てたりすることになってしまっている。審査員からは、例えば、マイノリティを作り出すエスニティ、性、身体、宗教などの差異の未整理、調査対象であるモン族の中での社会ルール及び主体の重層性の無

視、人権概念の曖昧さなどの指摘がなされた。

iii フィールド調査は社会学からも人類学からも位置付けることができる。申請者は本論文を法社会学的論文に留めることで、却って自身の学的視点或いは立ち位置の曖昧さを生み出している。審査員からは、法学に拘泥することなく広い視野で研究を進めてゆくことが助言された。

iv 例えば本論文を人類学的研究として見る時、調査場面での記述の薄さが指摘されている。これは、上記iiおよびiiiに記したことと同じ理由から生まれていると考えられる。

4. 総合評価

本論文には、以上のような幾つかの問題点は存在するが、申請者自身もこれらの点を明確に認識している。

さらに、本論文が、極めて斬新な問題意識を具えており、タイ及びアメリカ現地での綿密なフィールド調査に基づく緻密な議論を展開していることから、論文としての独創性を備えており、将来的な研究の展望も極めて豊かであることが認められる。

よって、審査員の全員が一致して、吉井千周氏から申請された論文「マイノリティの固有法とその社会の法化現象についての研究－モン族を事例として－」を、博士（学術）の学位を与えるに充分な学力と見識を有するものであると認定した。

授与する博士学位 学術

論文審査結果 ・否

審査委員

主査 (氏名) 石川菜耶

副査 (氏名) 繁原季雄

副査 (氏名) 佐木知子

副査 (氏名) 横澤秀木

副査 (氏名) 幸井一臣

平成25年1月24日

鹿児島大学大学院人文社会科学研究科長 殿

最終試験の概要及び結果報告書

地域政策科学専攻 氏名 吉井 千周

学位論文題目

マイノリティの固有法とその社会の法化現象についての研究－モン族を事例として－
(A Study on the Unofficial Law and Juridification of Minority Community – A Case of Hmong –)

最終試験の概要

吉井千周氏より申請された学位（博士）論文に関する最終試験を、下記4名の審査委員により、平成25年1月24日に実施した。審査は、先ず申請者に当該申請論文の概要及びその独創性についての説明を求め、次いで各審査委員による意見及び質問に対し申請者が答えるという形式で行われた。

各委員からは、本論文における「理論」と「調査」との間の齟齬の指摘や、申請者の学的視点或いは立ち位置の曖昧さ、調査場面での記述の薄さなどについて、問題点の指摘が為された。

本申請論文の調査事例は、申請者自身も認めているとおり、法化理論においては特異な事例であることから、申請者はその考察が法化理論をさらに豊かにするものと考えているが、委員からは事例と法化理論との関連づけがやや弱いのではないかという指摘が為された。この点では、申請者自身にも認識の曖昧さが残っていたものと思われる。

申請者の学的視点については、申請者は専ら法社会学を自分の研究の立場としているため、本研究が社会学と人類学との学際的研究であることについての自覚に、これ又曖昧さを残していたものと思われる。

事例調査場面の記述では、本論文を徒に膨大なものとしないためその記述を出来る限り必要最小限に留めるという申請者の配慮が、かえって記述が薄いという印象を委員に与え

る結果となっている。

以上のような幾つかの問題点は存在するが、審査の応答の中で、申請者もはっきりとこれらの点を確認できたと思われる。

さらに、本申請論文が、極めて斬新な問題意識を具えており、タイ及びアメリカ現地での綿密なフィールド調査に基づく緻密な議論を展開していることから、申請論文の独創性という点について、さらには将来的な研究の展望が極めて豊かであるという点について、全ての審査員が一致して高い評価を与えた。

以上から、吉井千周氏は博士（学術）の学位を与えるに充分な学力と見識を有するものと認定した。

授与する博士学位 学術

最終試験結果 ・否

試験委員

主査 (氏名) 石川英郎

副査 (氏名) 鈴原季雄

副査 (氏名) 田村知巳

副査 (氏名) 横澤介木

副査 (氏名)